

宮崎県「権利擁護に対する新たな担い手の確保事業」(取組開始：令和5年度～)

※令和6年度までの取組状況

①

[1]法人後見の取組に
民間事業者等の参画を促す取組

[2]日常生活自立支援事業の取組に
民間事業者等の参画を促す取組

②

身寄りのない人等に対する市町村が関与
した新たな生活支援(金銭管理等)・意思
決定支援に関する取組

③

[1]寄付等による多様な主体の参画を
促す取組

[2]支援困難事案に都道府県等が
関与する取組

新

[1]包括的な相談・調整窓口の整備

[2]総合的な支援パッケージを
提供する取組

対象地域

【面積】7,734.16km²
【人口】1,030,361人
【うち65歳以上】350,757人
【高齢化率】34.0 %
※令和6年10月1日現在

背景・経緯

- 成年後見制度の利用者数が増加傾向のなか、親族後見人の割合が低下し、第三者後見人の割合が上昇している。また、専門職団体等の成年後見等受任は地域偏在が見られる。市町村社会福祉協議会による法人後見の受任も一定程度行われているが、権利擁護支援に関する新たな担い手の確保は以前として課題である。

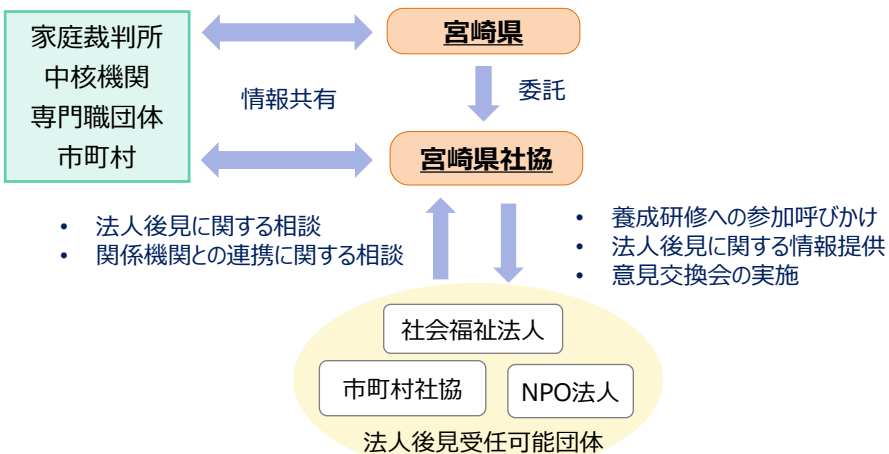
事業概要、実施スキーム

【事業概要】

権利擁護支援事業の受託可能な法人に対して、情報提供や養成研修の参加を促し、専門職団体や社会福祉法人等の新たな法人後見の確保を行うとともに、個人に対しても、市民後見人（法人後見支援員）の養成研修を実施し、県内の全市町村への後見受任体制の整備を促進する。

【事業対象】

- ✓ 法人後見受任可能団体
社会福祉法人、市町村社協、NPO法人



ステークホルダーの役割

【自治体】宮崎県

- 予算の確保
- 関係団体（家庭裁判所、中核機関、専門職団体、市町村など）との連絡調整
- 宮崎県社協への事業の委託

【都道府県社協】宮崎県社会福祉協議会

- 宮崎県からの事業の受託
- 社会福祉法人等を対象とした、権利擁護支援や法人後見事業に関する意識調査
- 法人後見養成研修への参加呼びかけ、および、法人後見養成研修の開催
- 関係団体への法人後見に関する情報提供
- 法人後見受任団体と市町村・中核機関等との意見交換会の実施
- 社会福祉法人等へのアンケートやヒアリングの実施

【法人後見受任可能団体】社会福祉法人、市町村社協、NPO法人など

- 法人後見養成研修の受講
- 法人後見受任団体と市町村・中核機関等との意見交換会への参加
- 宮崎県社協に対する法人後見に関する相談
- 宮崎県社協に対しての関係機関との連携に関する相談

基本指標

- 予算
R5：4,006千円 R6：4,006千円
- 法人の後見人受任者数（R6.8.1時点）
23法人（市町村社協：11 社会福祉法人：1 その他法人：11）
R5年度より法人後見を開始した法人：社会福祉法人A、県精神保健福祉士会
- 市民後見人（法人後見支援員）養成修了者
R5：21名 R6：17名（見込）

工夫、配慮等

現状の把握

- 市町村社協以外の社会福祉法人に、アンケートを実施し、まずは法人後見の認識等の調査を行った。
- アンケート結果によると、自法人が受任できることを知っている法人は全体の半数程度で、法人後見の理解が進んでいないことが分かった。

地域に合わせた支援

- 法人後見の実施状況は、市町村や中核機関の運営状況によって大きく異なるため、広域的な支援だけでなく、地域に合わせて協議の場を設けるなど地域の実状に合わせた支援の検討を行った。

現状の課題、今後の展開

- 市町村社協以外の社会福祉法人への、法人後見の理解促進。
⇒【展開】研修会等への参加や県社協力の広報誌等で、情報提供を行い、法人後見への理解を促していく。
- 法人後見の受任開始した社会福祉法人と市町村や中核機関の連携。
⇒【展開】県社協による相談支援や市町村や中核機関との意見交換会の実施しながら地域の実状に合わせた連携を検討していく。
- 法人後見支援員（市民後見人）養成修了者の活躍推進。
⇒【展開】家裁を始めとする関係団体と意見交換や情報の共有化を図り、受任体制の整備に努める。

利用の流れ

